

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月11日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和8年4月23日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

1 賠償の理由

令和8年3月4日午後5時50分頃、逗子市新宿3丁目地内において、市が管理する側溝のグレーチングが沈下して、通行していたバイクが側溝に落ち、破損させたため、本市が賠償する責任を負う。

2 損害賠償の額

101,662円

3 賠償の相手方

逗子市新宿